



豊島区コミュニティ・スクール 推進ガイドライン

《 改訂版 》

令和8年3月
豊島区教育委員会



目次

はじめに

1. コミュニティ・スクールについて	1
(1)コミュニティ・スクール(CS)とは	1
(2)コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み	1
(3)コミュニティ・スクールにより期待できる効果	4
2. 豊島区学校運営協議会の運営	6
(1)学校運営協議会の年間の流れ<イメージ>	6
(2)学校運営協議会委員の推薦及び委嘱	6
(3)学校運営協議会における学校運営の基本方針の承認について	9
(4)学校運営協議会の公開について	9
(5)学校評価について	10
3. 地域学校協働活動について	13
(1)地域学校協働活動とは	13
(2)コミュニティ・スクールとの連携	14
4. 豊島区における地域学校協働活動について	16
(1)これまでの取組み	16
(2)豊島区における地域学校協働活動のテーマについて	16
(3)豊島区におけるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の更なる推進	17
5. 具体的な取組み事例	21
(1)安心・安全な学校づくりの活動	21
(2)SDGs 活動	21
(3)防災の活動	22
(4)その他学校支援活動	23
その他【熟議について】	28
【参考資料】	34

はじめに

近年、急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。

学校は、いじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童生徒数の増加、特別な配慮を必要とする児童生徒数の増加など、多様な児童生徒及び保護者等への対応が必要な状況となっています。また、そのような学校の役割の拡大により教員の業務量が増加しているといった課題も出てきています。

一方、地域においても、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により地域社会における支え合いやつながりが希薄化することによって、地域社会の停滞や教育力の低下などが指摘されています。

そうした状況の中、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の目標を学校と地域とが共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子どもたちの成長を支えていくことが必要です。

豊島区では、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的な実施を推進しています。

○豊島区では令和8年4月1日より区内小中学校の全校にコミュニティ・スクールを導入致します。

○各学校におかれましては、本ガイドラインに則り、学校運営協議会を運営し、学校が示すビジョンや地域の特色などを考慮し、その学校の特色を踏まえたコミュニティ・スクールを推進していただきたいと考えています。

○豊島区教育委員会では、本ガイドラインがよりよいものとなるよう、関係者の皆様からの意見をいただきながら、継続的に見直していきます。

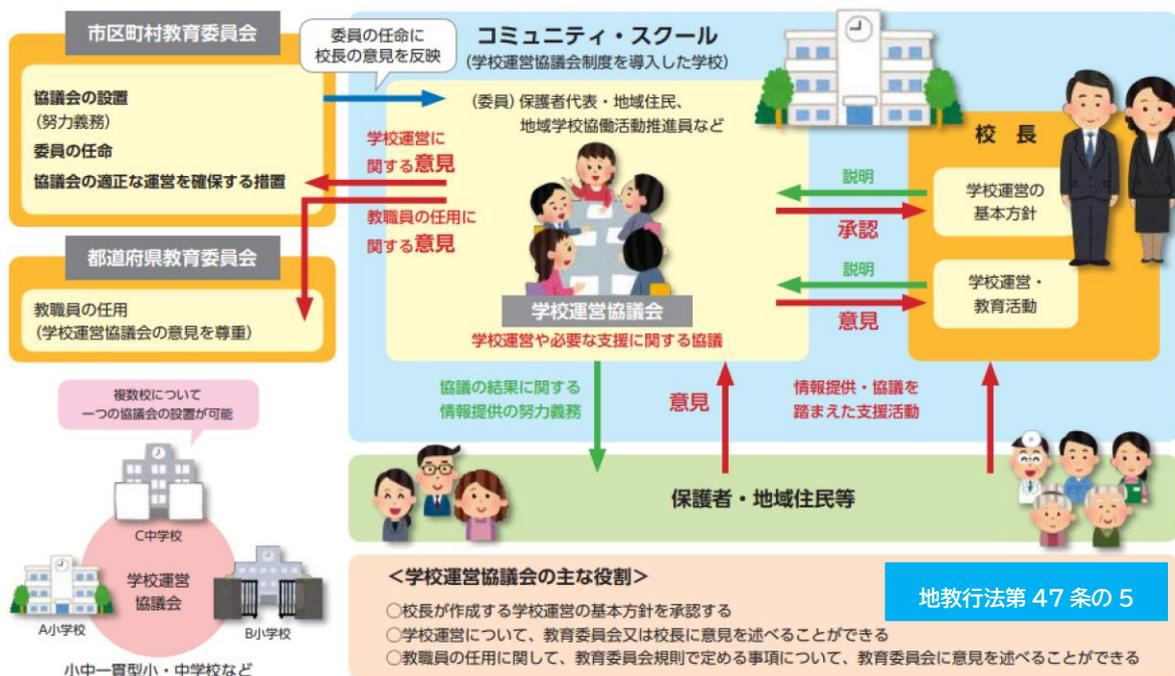
1. コミュニティ・スクールについて

(1) コミュニティ・スクール(CS)とは

コミュニティ・スクールとは「学校運営協議会」を設置した学校のことを指します。「学校運営協議会」とは、教育委員会により任命された学校運営協議会委員が一定の権限をもって、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

コミュニティ・スクールは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換と「社会に開かれた教育課程」の実現を図ることねらいとしています。コミュニティ・スクールを導入することで、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

(2) コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



【出典：文部科学省 コミュニティ・スクール 2017（一部修正）】

①学校運営協議会の権限・機能

主な3つの権限・機能

① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。(法第47条の5第4項)【必須】

※学校運営の基本方針:教育課程の編成のほか、組織編制、予算編成、施設管理、施設整備を含む学校経営方針など、学校運営に関する基本的方針。

② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。(法第47条の5第6項)【任意】

③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。(法第47条の5第7項)【任意】

※「教職員の任用に関する意見」とは

学校の課題解決や教育の充実のために校内体制の整備充実を図る観点から述べられるもの。
教職員個人に関して意見を述べるのではなく、学校のビジョンの達成に向けた前向きな意見。
(意見の例)

- ・小学校における外国語活動のため、「中・高の英語の免許」を持った教員の配置を要望
- ・プログラム教育の充実のため、ICTに精通した教員の配置を要望

※様々な事由により、特定の教職員を異動させる等の個人的な意見を述べることはありません

②学校運営協議会制度のメリット

1. 組織的・継続的な体制の構築 = 持続可能性

校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」となります。

2. 当事者意識・役割分担 = 社会総掛かり

校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、子どもたちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識をもち、「役割分担をもって連携・協働による取組み」が可能となります。

3. 目標・ビジョンを共有した「協働」活動

学校運営協議会や熟議の場を通して、子どもたちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子どもを育てていくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」することが可能となります。

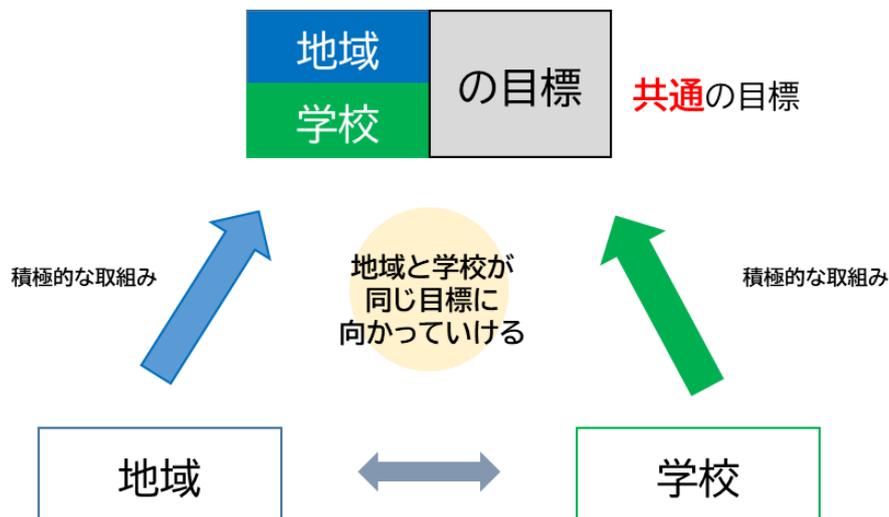
コミュニティ・スクールを導入するまでは……



地域と学校の目標に大きなズレがあったり、その目標が共有されていない場合、お互いに「頼まれたから、やる」や「この前、手伝ってもらったから、やる」といった受け身の姿勢になってしまうことがあります。

➡これでは地域にとっても学校にとっても、直接的に自分たちのメリットとならないため、“**負担感**”や“**やらされ感**”があり、“**不満**”がたまる可能性があります。

コミュニティ・スクールを導入すると……



共通の目標が設定されると、お互いに前向きな姿勢で取り組むことができ、子どもたちへの教育効果も大いに期待できます。

➡“**地域と学校が一体**”となって、“**役割分担**”をしながら、それぞれが“**主体的**”に取り組むので、お互いに“**達成感**”を味わうことができます。

<参考:豊島区における学校運営協議会と学校運営連絡協議会との違い>

これまでの「学校運営連絡協議会」は学校の外部評価を行う機関として、学校から報告を受ける側面が強かった会議体であったことに対して、「学校運営協議会」は、**学校運営の基本方針を承認することや学校運営について教育委員会や校長に意見を言えることなど一定の権限と責任を持って学校の運営に参画する仕組み**です。委員は「豊島区の非常勤の特別職」の身分を与えられ、地域の方が学校運営の当事者として主体的な参画や活動が可能となります。

名称	学校運営連絡協議会	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)
背景	保護者や地域の方々の評価を、学校運営や教育内容に反映させていく継続的な取組が必要という考えから	平成29年(2017年)新学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」を実現するため、「地域に開かれた学校運営」から一歩踏み出し、「地域と一体となった子供たちを育む」「地域とともにある学校」づくりが求められているという考えから
根拠法令	なし ※東京都教育委員会は、全都立学校に「都立学校学校運営連絡協議会」を平成13年度から設置	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5
開始年月	平成13年	平成16年に制度化 平成29年に努力義務
目的	「地域に開かれた学校運営」を推進するとともに、校長及び園長の経営方針に基づいた学校支援の在り方を協議	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図る
学校との関係	あくまで協議	経営方針を承認などの 一定の権限と責任を持つ

(3)コミュニティ・スクールにより期待できる効果

① 保護者・地域住民等が子どもへ携わる機会が多くなります。

その結果・・・

- ▶ お互い顔がわかる関係になり、地域住民等が子どもたちに積極的に声をかけたり、直接助言したりする場面が増加します。
- ▶ 学校が保護者や地域住民等と一緒に課題等に対する対応策を考えることができます。
- ▶ 小中一貫教育等の新しい教育方法との組み合わせにより、地域ぐるみで効果的に子どもを育む体制が構築されます。
- ▶ 大規模災害時の緊急対応等に、学校と地域が一体となって取り組むことができます。

② 保護者や地域住民等が学校運営や教育活動へ参画することで、子どもたちの学びや体験が充実します。

その結果・・・

- ▶ 地域の専門性等を活用した学校運営や教育活動が実現し、子どもたちに多様な経験を積ませることができます。
- ▶ 地域の特性を生かした学びを共有することにより、学校での学びがより豊かで広がりを持つことができます。

- ③ 保護者や地域住民等と学校とが顔の見える関係となり、
保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現 します。

その結果・・・

- ▶ 学校の現状や運営方針について理解が深まります。
- ▶ 学校・家庭・地域の「役割分担」が可能となり、一つの事業を行うのに準備や運営を家庭や地域に担ってもらうことで教職員が子どもと向き合う時間の創出につながります。

【子どもにとっての魅力】

- 子どもたちの学びや体験活動が充実します。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 地域と連携した取組みによって安全・安心な学校生活を過ごすことができます。
- 地域に見守られている安心感が高まり、地域愛が育まれます。

【学校にとっての魅力】

- 地域の力や多様な人材の専門性を活かした学校運営等が実現します。
- 学校の課題に対して、保護者や地域住民等と一緒に対応することができます。
- 子どもと向き合う時間や質の高い授業づくりの時間を捻出できます。
- 安心・安全な学校づくりを実現できます。

【地域の人々にとっての魅力】

- 経験を活かすことで生きがいややりがいにつながります。
- 学校を中心に地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながります。
- 将来の地域の担い手を育むことができます。

【保護者にとっての魅力】

- 学校や地域に対する理解が深まります。
- 地域の中で子どもたちが育てられているという安心感が高まります。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。

2. 豊島区学校運営協議会の運営

(1) 学校運営協議会の年間の流れ<イメージ>

回	時期	主な協議会内容
1	4月～ 5月	<ul style="list-style-type: none"> ○委員等任命・委嘱 ○運営規則、年間計画の確認 ○学校運営の基本方針の報告・確認 ○学校運営協議会の目的、委員の役割等の確認 (前年度の引継ぎ事項含む)
2	9月～ 10月	<ul style="list-style-type: none"> ○地域学校協働活動の報告(1学期) ○学校評価(中間評価)に対する妥当性の評価(関係者評価の実施)
3	12月	<ul style="list-style-type: none"> ○地域学校協働活動の報告(2学期) ○各学校での課題についての議論
4	2月～ 3月	<ul style="list-style-type: none"> ○地域学校協働活動の報告(3学期) ○学校運営協議会の成果・課題・改善策について協議 ○学校評価に対する妥当性の評価(関係者評価の実施) ○翌年度の学校運営の基本方針について協議・承認 ○翌年度の年間計画についての協議

※上記は年間活動例であり、開催時期や活動内容などは各校で柔軟に対応していただくが、PDCA サイクルを回し、豊島区 CS が効果的に機能するように運営することが重要です。

(2) 学校運営協議会委員の推薦及び委嘱

①選出

- 学校運営協議会の委員は、校長の推薦により教育委員会が任命します。
- 校長は、「学校運営協議会(CS)委員」の継続、退任報告及び新任委員の推薦」を作成し、毎年教育委員会に提出が必要です。
- 年度途中で委員の追加、退任等変更があったときは、教育委員会に報告が必要です。
- 委員の構成は概ね **10名程度**とします。

【学校運営協議会委員に求められる要素】

◆ 素質

- ▶ 主体性を持って取り組んでいただける方(実行力・行動力がある方)
- ▶ 報告を受けるだけ、評価するだけでなく、どういう学校にしたいか学校と共に考え学校とともに行動できる方
- ▶ 学校支援への熱意があり、教育活動に強い関心を持ち、改善・発展に意欲がある方

◆ 人材

- ▶ 元教職員の管理職経験者や大学や研究機関の関係者、企業の経営者など教育・福祉・経済・地域づくりなど、学校運営に関連する分野で専門的な知識や経験を持つ方
- ▶ 学校教育に対する具体的な要望や期待、子どもたちの実態に関する最も身近な情報を有している保護者
- ▶ 学校が所在する地域社会の実情や課題、資源(人材や施設など)に関する情報を有している地域住民の方

【参考例】

A 小学校	B 小学校	C 中学校
大学教授 1名	町会長 2名	町会 2名
商店街振興組合 3名	郵便局長	元校長
町会	自治会委員	学識経験者(大学教授) 1名
主任児童委員	青少年育成委員	主任児童委員
PTA会長	民生児童委員 2名	青少年育成委員
青少年育成委員	主任児童委員	(元)PTA会長 2名
消防関係者	社会福祉協議会委員	民生委員
警察関係者	(元)PTA会長 2名	
-	地元企業	-
計 10名	計 12名	計 9名

※その他にも、近隣の保育園長や都立学校長、区民ひろば・スキップ所長、学校開放運営委員、保護司会など日頃より学校運営に携わっている方。

★団体等の役員を「あて職」にするには……

「あて職」を用いれば、選出が長期的に安定できるという利点があります。しかし、委員は学校運営への参画という大切な役割を担うため、人物本位で選ばないと、充実した協議・活動には繋がらないこともあります。「あて職」という意識が浸透すると、委員自身の判断で「次は〇〇さん」と引き継いでしまい「校長の推薦」という意味がなくなります。また、学校運営への当事者意識の低下に繋がることとなります。役職等は委員選出の大切な判断材料になりますが、**人物本位を考慮した上での選出を忘れてはいけません。**

②任期

- 委員の任期は2年(当該年度4月1日～3月31日)で、再任することも可能です。
- 再任する場合は、学区域の地域の特色や実情、学校運営の基本方針に応じた、合理的な継続理由の記載が必要です。
- 途中で欠けた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。

地域と学校がともにつくるコミュニティ・スクールでは、その核となる学校運営協議会の実働性(活発な議論、積極的な参画等)が大切です。

長期の任期にした場合、委員の不応適や組織の停滞化等による実働性の低下が心配されます。そこで任期は2年と致しました。

一方で、保護者や地域住民の代表として積極的に活動している委員には、継続していただきたいと考え、再任を妨げないことと致しました。

③身分

- 委員の身分は、「豊島区の非常勤の特別職」として一定の権限を有し、学校と対等な立場で協議を行うことができます。
- 委員は守秘義務が課せられているため、職務上知り得た秘密を任期中はもちろんのこと、任期が解かれた後も秘密を漏らしてはいけません。

※守秘義務について、保護者や地域住民の代表等が学校運営協議会委員として知り得る情報には、個人情報も含め、公にすることが望ましくないものがあります。学校運営協議会においては、子どもたちに関することも多く議論されますので、人権上の配慮からも「守秘義務」の徹底を強く図っていく必要があると考えます。

④報酬

- 報酬額は月額1,000円。(源泉徴収額10.21%を差し引いた額を振込)
- 報酬はお支払いすることが原則であるが、委員を仕事の一環で活動しているなど**特別な事情がある場合**に限り、辞退届の提出をもって無報酬とすることができます。

⑤委員長及び副委員長の選出

- 委員の中から委員長を1名互選する必要があります。
- 副委員長は委員長が委員の中から1名指名する必要があります。
- 委員長は、協議会を代表し、会務を総理します。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行します。

(3) 学校運営協議会における学校運営の基本方針の承認について

- 学校長は、法第 47 条の 5 第 4 項に規定する承認が得られるように、基本的な方針について協議会の委員に対して説明に努めるものとします。
- **教育課程(第 1 表)や学校経営方針**について、協議会委員に対して説明し、承認を得るものとします。
※教育課程につきましては、**3月上旬の届出日までに学校運営協議会の承認**を得てください。

学校運営協議会が進める保護者や地域住民等の学校運営への参画について、その要となるのがこの権限・機能です。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第 47 条の 5)」に、「学校運営の基本方針の承認」については、学校運営協議会が必ず行うこととして定められています。

この「基本方針への承認」を得ることで、しっかりと地域の方の声を反映させていくことが可能となります。

(4) 学校運営協議会の公開について

- 学校運営協議会は原則公開とします。ただし、議事の内容によって非公開とすることができます。
- 学校運営協議会の会議結果の概要などを学校ホームページ、学校だよりなどで周知し、保護者に広く周知するよう努めることが必要です。
- 議事録の作成等は委員の方が持ち回りで行うようにしましょう。

学校運営協議会での協議内容については、**原則公開**となります。コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民と同じビジョンを持って進めていくことが大切です。会議の傍聴や協議内容(会議記録)の公開は、その考え方に従って行うこととなります。

ただし、個人に関する情報を取り扱う場合など、特別の事情がある場合には非公開とすることができます。

また、傍聴を希望する際は、あらかじめ委員長に申し出ることが必要となります。なお、協議会の開催周知や議事録等の情報については、各学校の広報誌(学校だより等)やホームページに掲載していくことが必要です。

(5)学校評価について

- 豊島区では、豊島区立学校共通の領域・評価項目を設定した評価の実施を行っています。
- 評価は、児童・生徒へのアンケート、保護者・地域へのアンケートによる評価結果を参考とし、全教職員による評価を踏まえ、各学校が自己評価を行っています。
- 学校運営協議会では、**各学校が行った自己評価の結果及び結果を踏まえた今後の改善方策についての妥当性の評価**を行います。具体的な評価の視点は下記のとおりです。
 - 学校の指導の重点や自己評価の評価項目の適切性
 - 自己評価結果の内容の適切性
 - 自己評価結果を踏まえた今後の改善方策の適切性
 - 学校運営の改善に向けた取組み内容の適切性

評価をするにあたり、**授業や学校行事を参観して、子どもたちの実態の把握、施設・設備の観察、校長をはじめ教職員との対話等を日頃より行う**ことで評価をスムーズに行うことができます。学校側も適切な評価が行うことができるように、**積極的な情報提供に努める**ようにする必要があります。

【学校評価の目的】

●学校教育の改善

各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組みの適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。<出典:学校評価ガイドライン文部科学省>

●地域とともにある学校に向けた取組みの推進

各学校が、自己評価及び保護者など、学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。

<出典:学校評価ガイドライン文部科学省>

●教育の質の補償・向上

各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。<出典:学校評価ガイドライン文部科学省>

<参考:学校評価の流れ>

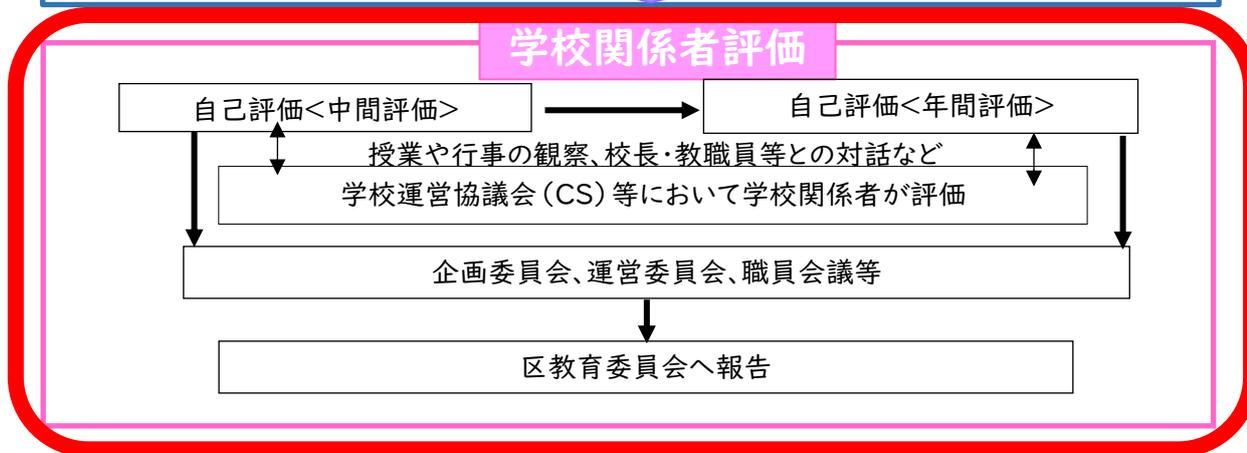
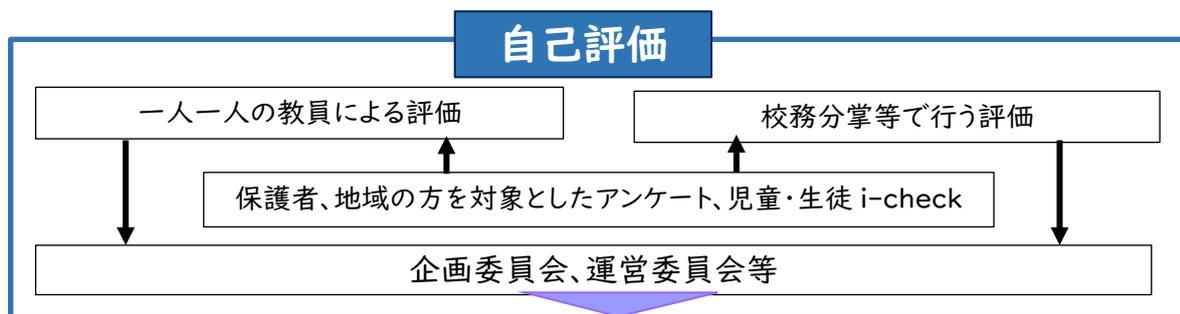
●学校評価のPDCAサイクルのイメージ

前年度 2月下旬	CHECK—評価 ◆前年度の学校評価の結果の分析、考察 ◆次年度の学校経営方針へ反映する改善策を検討 ACTION—改善 ◆学校経営方針の作成 ◆学校評価、学校運営協議会(CS)委員からの助言を生かした教育課程の編成
前年度3月	◆学校長が学校運営協議会(CS)委員に教育課程第1表や学校経営方針の素案についての説明
年度初め までに	PLAN—目標設定 ◆学校経営方針の明示・明確な重点目標の設定 ◆新年度の学校経営方針、教育課程、学校評価項目の積極的な情報提供 (学校運営協議会(CS)委員、保護者会、学校だより・学校ホームページ等)

	【自己評価】 教職員	保護者、地域の方等への アンケート (例) 入学式 健康診断 運動会 土曜公開 土曜公開 音楽会 土曜公開	【学校関係者評価】 学校運営協議会(CS)委員										
1学期	DO—実行		◆日常的な教育活動の参観 ◆校長・教職員との意見交換										
2学期	CHECK—評価(中間評価) ◆教職員による評価 ◆児童・生徒のアンケート ◆必要に応じて、重点目標の達成のための計画の修正		CHECK—評価(中間評価) ◆中間評価の結果について評価 ◆行事、参観週間等の機会に、必要な評価項目を設定して保護者、地域住民等を対象に、アンケートを実施 (例)										
	DO—実行 CHECK—年間評価 ◆教職員による評価 ◆保護者、地域住民へのアンケート ◆児童・生徒のアンケート		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機会</th> <th>何を評価</th> <th>誰が</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康診断</td> <td>健康</td> <td>校医</td> </tr> <tr> <td>運動会</td> <td>体力</td> <td rowspan="2">保護者 地域の方</td> </tr> <tr> <td>土曜授業</td> <td>道徳 ICTの活用</td> </tr> </tbody> </table>	機会	何を評価	誰が	健康診断	健康	校医	運動会	体力	保護者 地域の方	土曜授業
機会	何を評価	誰が											
健康診断	健康	校医											
運動会	体力	保護者 地域の方											
土曜授業	道徳 ICTの活用												
3学期	CHECK—評価 ◆教職員による自己評価の結果を分析 ◆改善策の検討に向け、考察		CHECK—評価 ◆自己評価の結果の検証と助言										
自己評価及び学校関係者による評価の結果の報告・公表 ◆自己評価及び学校関係者による評価、次年度に向けての改善策等について、区教育委員会への報告と学校だよりやホームページ、保護者会等を通じての公表													

●目標設定

学校評価を生かした、教育目標の設定のイメージ



企画委員会・運営委員会等

- 評価の結果をまとめ、結果と課題を集約し、総合的な評価を行う。
- それを基に次年度、重点的に取り組むべき施策等をまとめる。

職員会議

- 企画委員会等が総括した自己評価の結果や学校関係者による評価結果を基に、課題の共通把握をする。次年度、重点的に取り組む目標・方針について、全教職員で検討する。
- 職員会議で検討した目標・方針を基に、校長が決定する。

次年度の教育目標、重点化された具体的な目標設定

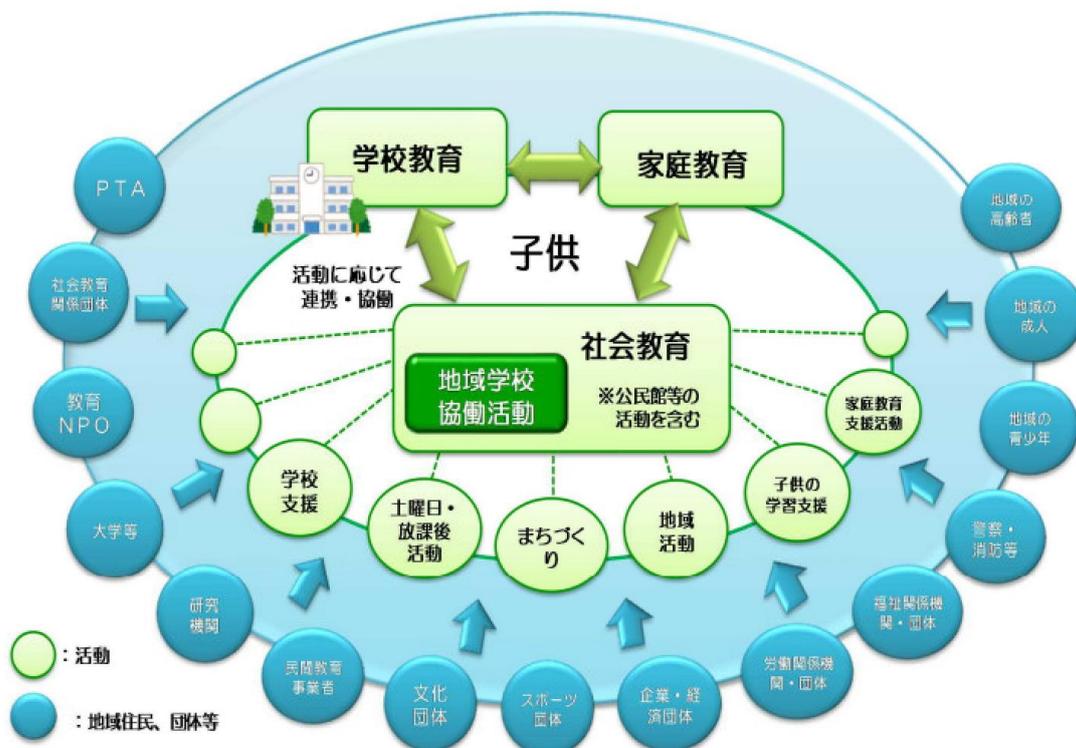
3. 地域学校協働活動について

(1) 地域学校協働活動とは

地域学校協働活動は地域住民、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

地域学校協働活動の概念図

より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成。



文部科学省 地域学校協働活動パンフレットより抜粋

地域学校協働活動は、社会教育法第 5 条第2項により、学校と協働して行う以下の活動と規定されています。

- 学校の授業終了後又は休業日において学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
- ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動

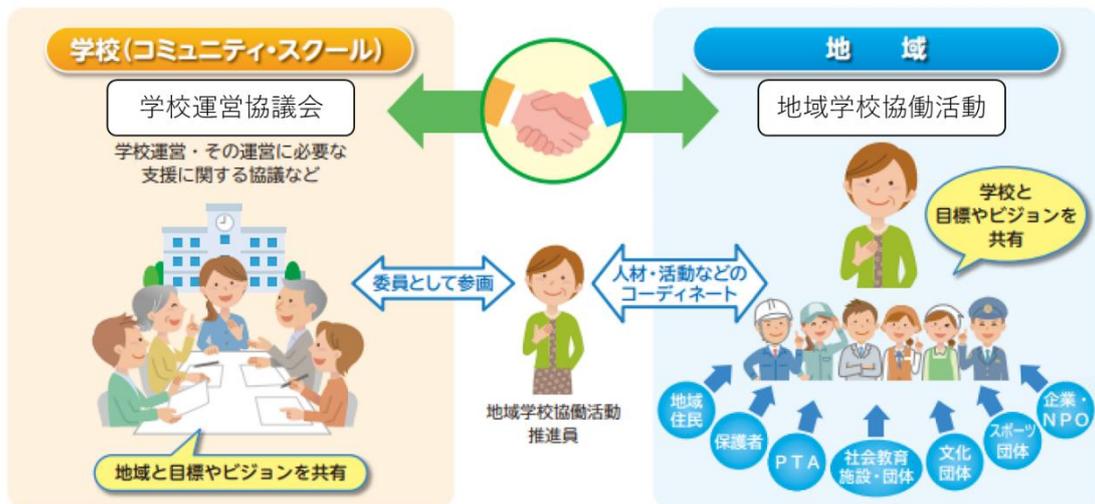
<p>例 01 学びによるまちづくり・郷土学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動 ■ 地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など 	<p>例 02 放課後子ども教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動
<p>例 03 地域未来塾</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 全ての児童生徒を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援 	<p>例 04 家庭教育支援活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 寄り添いが必要な子ども、不登校傾向のある子どもなどへの対応について、保護者が学びあう機会づくりなど
<p>例 05 学校に対する多様な協力活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子どもたちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援、企業等による出前授業等の教育プログラムの提供 など 	<p>例 06 地域行事(イベント、祭、ボランティア)への参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など

(2) コミュニティ・スクールとの連携

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動は、地域と学校の連携・協働を一体的に推進していく両輪の関係です。

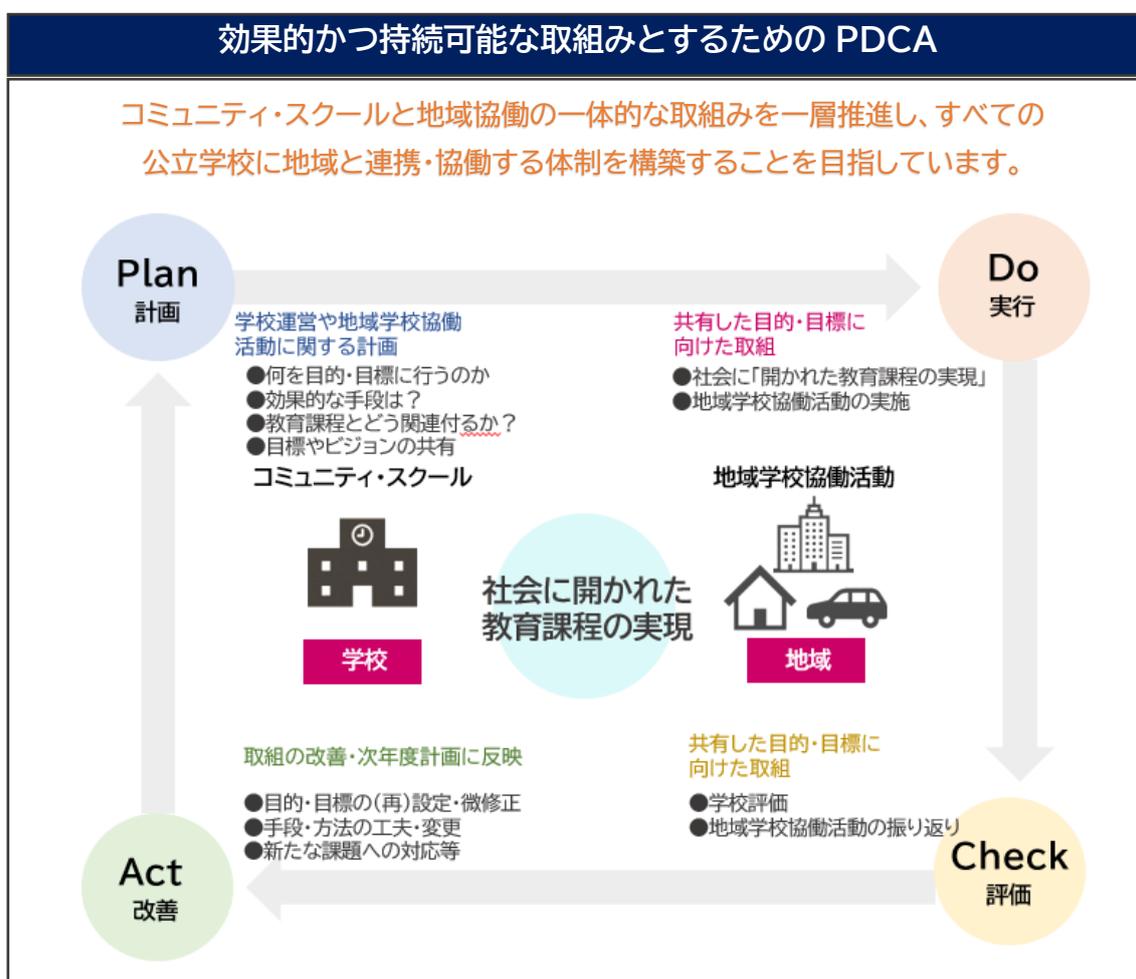
コミュニティ・スクールは「目指す子ども像」を踏まえ、学校、保護者、地域で目標やビジョンを共有し、子どもたちの成長のためにどのような取組みが必要かを一緒に考え、話し合う場になります。

一方、地域学校協働活動は、コミュニティ・スクールで話し合われた必要な取組みを具体化する、活動の実行役になります。



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進めるには、まず関係者で目標やビジョンを共有することが重要で、学校運営協議会での議論(熟議)がその役割を果たします。その結果を踏まえ、幅広い地域住民等が参画することによって、教育活動や地域学校協働活動の充実や活性化につながります。

また、効果的かつ持続可能な学校運営と地域学校協働活動の仕組みを構築するためには、学校運営協議会と地域学校協働活動のそれぞれの PDCA(計画→実行→評価→改善)を回しつつ、お互いが連携・協働することが重要です。



4. 豊島区における地域学校協働活動について

(1)これまでの取組み

豊島区では、これまで学校運営連絡協議会を通して町会、商店街、PTA など地域とともに様々な連携を図ってきました。

さらに、平成24年からは、インターナショナル・セーフスクール(ISS)※活動により安全・安心な学校づくりの推進、児童の危険回避能力の育成や保護者・地域住民等と連携した子どもの見守り体制を充実させてきました。

また、令和3年度からは、「SDGs 達成の担い手育成事業」を立ち上げ、学校・幼稚園が、地域、保護者、企業、大学などと協働・連携し SDGs の取組みを進めています。

以上のように豊島区ではこれまでに、ISS 活動や SDGs を推進する活動の中で学校と地域の人々が連携した地域学校協働活動の取組みを進めて参りました。

今後こうした活動をコミュニティ・スクールの中でビジョンや目的を共有し、学校運営協議会委員の意見を反映させながら実施していくことで継続的な活動とするとともに、「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の両輪で「地域とともにある学校」を実現していきます。

※インターナショナルセーフスクール(ISS)とは、体や心のケガ及びその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することで、「安全・安心な学校づくり」を進める活動のこと。

(2)豊島区における地域学校協働活動のテーマについて

豊島区ではこれまでの地域とのつながり等を踏まえ、下記の活動を推進していきます。

①安全・安心な学校づくり活動【全学校共通】

ISS 活動の特徴である下記4つの視点を踏まえ、「安全・安心な学校づくり」活動を推進します。

- 児童・生徒の主体的な活動
- 科学的アプローチによるケガ(体・心)の予防(保健室の怪我データの活用など)
- 地域との協働による安全・安心活動
- PDCA サイクルの構築

②SDGs 活動【全学校共通】

学校と地域等との協働による SDGs の取組みが継続的な活動となるよう様々なネットワークを活用しながら推進します。

③防災活動【全学校共通】

昨今、集中豪雨、台風などの自然災害は頻発化するとともに、首都直下地震の発生も想定されており、地域の防災力向上が求められています。一方、地域においては高齢化による担い手不足が深刻な問題となっており地域防災力の向上が喫緊の課題となっています。

このような状況下、地域防災力を高めるうえでは、日中も地域にいる区立中学生の防災教育が必要不可欠です。

中学生が「助けられる人から助ける人」という自助・共助・公助の意識を育み、地域と連携し地域の防災の担い手となるべく、防災教育に取り組んでいきます。

④部活動支援活動【中学校】

中学校では、部活動の地域連携・地域移行が課題となっており、地域の多様な団体や人材、施設など様々なリソースを活用することが必要となっています。

このように地域人材等のリソースを効果的に活用することができないかを検討していくことで、部活動の支援に取り組めます。

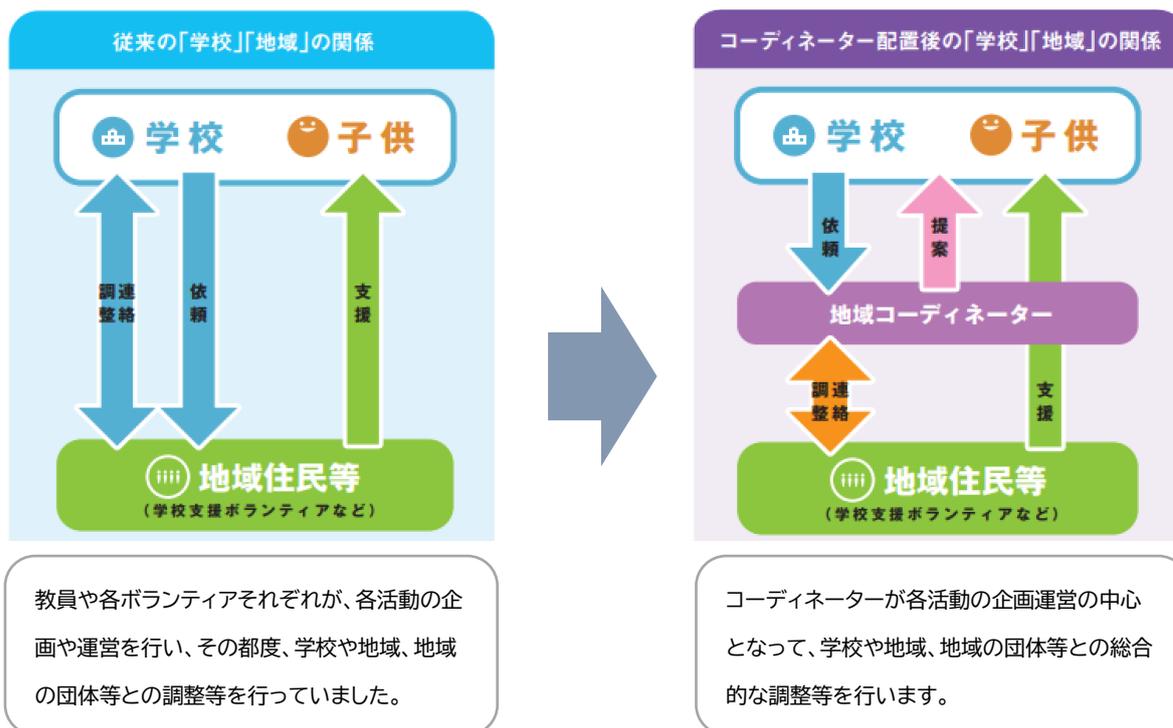
(3)豊島区におけるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の更なる推進

①地域コーディネーター(地域学校協働活動推進員)の配置

地域における教育力の低下、家庭の孤立化などの課題や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対して社会総掛かりで対応することが求められており、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠です。

また、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校は地域との連携・協働をより一層進めていくことが重要であり、地域においても、より多くの地域住民等が子どもたちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備していくことが求められています。

豊島区では、学校と地域の橋渡し役などを担う、**地域コーディネーター(地域学校協働活動推進員)**を配置し、その活動を通して地域学校協働活動をより一層充実させ、子どもたちの健やかな成長を地域全体で支える体制を構築してまいります。



【地域コーディネーター(地域学校協働活動推進員)とは】

地域と学校の連絡調整や情報共有、活動の企画や運営、多様な地域人材を学校とつなぐなど、学校と地域の信頼関係を築きながら地域学校協働活動を推進するコーディネーターのことを指します。

【地域コーディネーターの役割】

コーディネーターに求められる主な役割は、活動の実施に係る総合的な調整(活動の企画、学校・地域との調整など)と活動の企画に資する情報収集(講師となり得る地域人材の確保など)などです。具体的には以下の事柄です。

- 地域及び学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画、運営及び参加促進に関する活動
- 学校運営協議会、学校、地域住民、企業、団体等の関係者との連絡および調整
- 地域学校協働活動の実施に必要な地域人材等の募集、確保及び配置
- 地域学校協働活動の実施に資する情報の収集・共有

また、コーディネーターはコミュニティ・スクールの[学校運営協議会委員を兼任](#)することで、コミュニティ・スクールでの検討内容を、地域学校協働活動への円滑に結びつけることができます。

【任命・身分・謝礼】

コーディネーターの身分は有償のボランティアとなります。主な身分取扱いは以下のとおりです。

- 学校長の推薦により教育委員会が委嘱
- 原則、各学校1名以上を任命
 - ※地域の実情を考慮のうえ、役割分担や負担軽減等を目的に複数のコーディネーターを配置することも可能
- 活動時間に応じて教育委員会から謝金を毎月直接支払い(1,226円/時間※)
 - ※源泉徴収額(10.21%)を差し引いた額を振込
 - ➡謝金の対象となる活動時間数上限は **1校あたり120時間**
 - ➡コーディネーターは毎月、期日までに「活動報告書」を学校へ提出
 - ➡学校は内容を確認のうえ教育委員会へ「活動報告書」を提出
 - ➡教育委員会は、学校からの報告に基づき、コーディネーターの指定する口座に謝金を支給
- 学校運営協議会委員を兼任

～地域コーディネーターにはどのような人がなれるか？～

地域コーディネーターを探す大切な視点として、「学校や地域を理解し、学校を応援してくれる人」

他自治体で活躍されている方の主な属性<参考>

- 元教職員、現・元PTA、NPO法人職員
- 現・元PTA、現・元おやじの会、青少年育成委員、など

【コラム①】

学校と地域コーディネーターとの情報交換

地域コーディネーターは学校と地域の橋渡し役となるため、校長先生や副校長先生、教員の方々との情報交換はとても重要です。校長先生からも「お茶を飲みながら楽しく情報交換したいので、気軽に学校や校長室に立ち寄ってください」とコメントをいただいています。子どもたちの健やかな成長のために一緒に学校運営について考えていきましょう。



②教育委員会による伴走的支援

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動が持続的な活動となるよう、各学校や地域の状況等、ステージに応じた研修会を実施していきます。また、学校運営協議会委員や地域コーディネーター同士がそれぞれの取組みを情報共有することができる機会を定期的に設けていきます。

5. 具体的な取組み事例

(1)安心・安全な学校づくりの活動



登下校時の見守り活動



自転車安全教室



PTA地域安全パトロール

(2)SDGs 活動



昔遊び



郵便局との連携



伝統文化の継承



服のチカラプロジェクト



大塚バラ見守り隊



森再生プロジェクト

(3)防災の活動



町会別集団下校訓練



救急救命講習



防災ジュニア活動



避難所設置訓練



学校・町会合同下校訓練



下校時避難訓練

(4) その他学校支援活動

①各教科

教科	主な支援内容(例)
国語	●朗読・読み聞かせ ●書写・書道 ●読書指導
社会	●世界の国々の文化などの紹介 ●戦時体験の話
理科	●植物の話 ●動物の話 ●理科実験サポート ●自然観察サポート
算数 数学	●数学を活用した職業の話 ●補習サポート
音楽	●和楽器指導(和太鼓・琴・三味線・尺八・篠笛など) ●日本の民謡指導 ●世界の楽器紹介
図画 美術	●水彩画 ●木工 ●陶芸のサポート
体育 保健体育	●陸上競技 ●水泳 ●器械体操 ●なわとび ●ダンスなどのサポート
保健	●薬物乱用防止 ●生活習慣を整える ●かぜの予防などの話
家庭	●裁縫サポート ●調理実習サポート ●子育ての体験談
技術	●エンジニアの話 ●もの作りサポート ●職人の話
外国語	●英会話サポート



理科：リサイクル学習



社会：地震の学習



音楽：和楽器演奏



国語：ブックトーク



家庭科：シェフの料理教室



家庭科：栄養大学生による食育指導

②総合的な学習等

領 域	主 な 支 援 内 容 (例)
生活科・ 総合的な学習の時間・ 特別活動 等	★ミシン学習 ★藍染学習
	★田おこし・田植え ★野菜植え
	★ヤゴ救出 ★ビオトープ学習
	★町探検学習 ★安全マップづくり
	★昔遊び学習 ★伝統文化学習 ★和楽器演奏
	★防災学習(避難所運営ゲーム・避難所設営訓練・救急救命講習)
	★自転車安全教室



田おこし・田植え・稲刈り



栽培学習



藍染学習



伝統文化学習
(長崎獅子舞)



学びのサポーターによる
町探検地域学習



地域語り部紙芝居

③学校行事・環境整備等

項目	主な支援内容(例)
授業開始前	●読み聞かせ ●朝勉強(プリント指導のサポート) ●朝遊び見守り
学校環境整備の支援	●校庭の緑化整備 ●生物の飼育 ●校舎の修理 ●図書室の整備 ●郷土資料室整備 ●教科指導のための教材教具作成
学校行事	●行事の記録写真撮影 ●行事のサポート ●周年行事のサポート
特別活動	●地域持久走大会
学校外での教育活動の運営などの支援	●放課後の居場所づくり ●土曜日教室 ●スポーツ教室 ●登下校の見守り
その他	●校外学習の引率補助 ●安全管理 ●介助 ●補習等の学習支援



体力測定支援



地域の方への授業参観



「学校の緑を増やそう」隊

④地域活動

項目	主な支援内容(例)
協働活動	●郷土学習等 ●地域の特色を活かした活動 ●花壇整備
体験活動	●社会奉仕体験活動 ●自然体験活動
放課後等の学習・体験活動	●放課後、土日休日における学習・スポーツ活動
家庭教育支援活動	●家庭教育委員講演・講習会
地域活動・地域行事への参画	●青少年育成活動 ●交通少年団活動 ●スポーツ大会



ゴミゼロ活動



通学路に FlowerRoad



駅前花壇の整美



ふくろう祭り (よさこい踊り)



商店街の七夕飾り



東京大塚阿波踊り

【コラム②】

小学校での取組み事例

【きっかけ】

学校の先生から、算数のかけ算の学習で、子どもたちの習熟度を確認するのが必要だが、教員一人では全員のチェックをするのが難しく困っていると地域コーディネーターに相談がありました。

【取組み】

地域の方で協力いただける方を探し、実際の授業の際に複数人が、子どもたちのかけ算の習熟度(2の段から9の段まで覚えているか)を確認する協力を行いました。

【成果】

先生一人では、1回の授業で全員の子どもたちの習熟度を確認することができなかったが、地域の方々のご協力のおかげで全員の子どもたちのチェックをすることができました。また、例年だと5、6人が9の段まで達成できませんでしたが、今年度達成できなかったのは1人だけで、ほぼ全員が9の段までマスターすることができました。



その他【熟議について】

「熟議」をしよう

コミュニティ・スクールを進める中で、学校運営協議会が円滑に進められていないかもしれないと感じることはないでしょうか。

学校運営協議会の運営で大事なものは、学校と地域・保護者委員が充実した対話をしながら、信頼関係を築いていくことです。

すでに充実した活動を行っているという学校運営協議会関係者に「うまくすすめられたコツは？」「立場の異なる人たちが共通理解を深め、スムーズな運営のために行ってきたことは？」と聞いたところ、「**熟議**」を繰り返したと答えました。

では、「熟議」とは、どのように進めていけばいいのでしょうか？

「熟議」とは、「熟考」して「協議」すること

学校運営協議会において

熟議の前に

まず各回の学校運営協議会では、一人ひとりの発言を大切に、参加した全ての委員が積極的に協議に参加できるような進进行を工夫します。

【工夫するポイント】

- ▶ **全員が発言できる機会**を作れるように。
- ▶ 特定の人意見に強く流されることなく、全員の意見が尊重されるように。
- ▶ 多くのアイデアが生み出されるように。
- ▶ **意見や考えを「見える化」しながら共有していく**ように。
- ▶ 議論を整理しながら、解決策などにつながりやすくなるように。
- ▶ 話が迷走するときには、ホワイトボードに書き出したり、付箋を利用したりして張り出して整理し、「見える化」して進め、納得解を導き出すプロセスが見えるように。

「熟議」とは、みんなの思いを共有する場

学校を構成する教職員・保護者・地域関係者が語り合う「熟議」について

各々の立場が異なっても、学校づくりを進めるために大切な人たちの声を、お互い語り、聴く場を設ける場づくりをぜひ取り入れてください。「熟議」をすることにより以下の効果が期待できます。

【期待できる効果】

- ▶ 互いの立場や果たすべき役割への理解が深まる。
- ▶ 解決策が洗練される。
- ▶ 個々が納得して自分の役割を果たすようになる。

「熟議」とは
みんなの思い
を共有する場

ステップ 01

教員と委員による熟議

初めは委員と数名の教員(管理職・主幹・主任等)から無理せずスタートしましょう！

熟議 内容

- 地域連携でどのようなことができるか
- 地域に助けてもらいたいことはどのようなことか
- どのような学校づくりをしていきたいか

ステップ 02

保護者と委員による熟議

保護者の声も大事です。PTA等にも協力してもらいながら、場づくりをしてみましょう。

熟議 内容

- どのような子どもたちに育てていきたいか
- 学校にどのような協力ができるか
- どのような学校になったらよいか

ステップ 03

教職員・保護者・地域・委員による熟議

学校づくりに関わる皆さんと共に語り合う場づくりは、毎年1回でも実施できると効果的です。

熟議 内容

- 地域・保護者と協力し合った学校づくりとは
- 教職員・保護者・地域が各々できることは

ステップ 04

児童生徒と委員による熟議

子ども主体の学校づくりを進めるためには、児童や生徒の声を聞き、理解することも大切です。

熟議 内容

- 子ども目線でどんな学校になったらよいか
- こんなことあったらいい、こうしてほしいなどあるか

「熟議」の進め方（参考例）

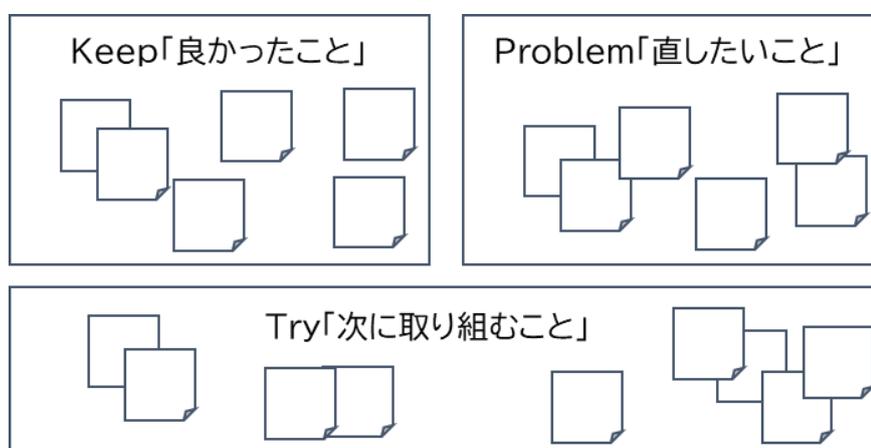
■ 学校運営協議会 年度末熟議の例

【KPT法(Keep Problem Try)】

一年の振り返りとして、Keep「良かったこと」、Problem「直したいこと」、Try「次に取り組むこと」を話し合い、次年度に生かせるようにします。

〈手順〉

- KPTに分けて話し合い、付箋等で見える化する。
- 同じ内容の付箋をまとめていきながら整理する。



■ 「熟議の会」の例

【ワールドカフェ方式の話し合い】

ワールドカフェ方式は、参加者がテーブルからテーブルへ移動して、多様な意見を聴き、自分の意見と他の意見を結び付けて、新たな知恵を生み出していく話し合いの方式です。

〈手順〉

- ① 1グループ4～6人が座れる椅子とテーブルを用意する。
- ② 一つのテーマを設け、一回 20分～30分程度の会話を2～3ラウンドほど行う。
- ③ 会話の中で出たアイデアや質問、残したい言葉などは、テーブルに敷かれた模造紙に書き込んでいく。
- ④ 最初のラウンドが終わったら、一人が「ホスト」としてテーブルに残り、ほかの人は別のテーブルに移動する。ホストは、新しい人を歓迎し、そこでどのような会話が行われていたかをシェアし、新しい人のアイデアなどと繋いでいく。
※ホストは司会者ではないので、自らも話の輪に入っていく。
- ⑤ 最後のラウンドは、最初のテーブルに戻っていき、ほかのテーブルで得られた発見等を統合し、深めていく。

【マナー】

参加した人が気持ちよく会話できるように、熟議開始時に一定のマナーを伝えます。

- ① 出された意見に良い悪いはありません。みんなの意見として聴きましょう。
- ② 人の意見は否定しません。
- ③ 人と異なる意見を出すことももちろん可能です。「私はこう思う」というスタンスで臨みます。
- ④ 限られた時間をうまく使うために、一人の発言時間が長くないように配慮して話します。

「熟議」の進め方（具体的な手順）

実際に「熟議」を行う時の進行手順を以下に記載します。

参考にいただき、ぜひ各校の学校運営協議会でも取り入れて実施してみてください。

① 事前の準備

事前に以下の内容について、検討・準備をしておきます。

テーマ

熟議を行うにあたっては、事前に、何をテーマに話すのか検討しておきます。

例

- 子どもたちに育てたい力は？
- この学校の魅力とは？
- より魅力ある学校にするためにできることを考えよう！

進行手順

- テーマに沿った話し合いにするために、基調講演や事例発表を行うのか。
- 熟議テーマを一つにするのか、複数テーマとするのか。
- グループ編成をどのようにするのか。
 - ▶ ひとグループの人数
 - ▶ 同じ立場でグループを組む
 - ▶ 異なる立場でグループを組む
- 発表、全体共有の方法をどうするか。
 - ▶ 各グループに発表上限時間を伝え、すべてのグループに発表してもらう
 - ▶ いくつかのグループに発表してもらう
 - ▶ 話し合った中で伝えたいことを数点に絞り発表してもらう

役割分担

- 全体進行、ファシリテーターを誰にするか。
- 挨拶、基調講演、事例発表、まとめ等を誰にするか。
- 各グループに進行係(グループファシリテーター)を配置するか。
- 当日の会場準備等を誰が、どのように担うか。
- 準備物品の整理(パソコン・プロジェクタ・マイク・模造紙・付箋・マジック等)

② 当日の進行

当日の進行や熟議が活性化するテクニック等以下のとおり参考にしてください。

熟議の目的を示す

熟議を実施するにあたり、最初に**熟議の目的を共有**します。

例

「教職員・保護者・地域の関係者が集まり、みんなでこの学校への思いを語り、より理解し合うために、学校運営協議会ではこの機会を準備しました。」

熟議の内容(テーマ)を示す

例

「今日のテーマは、学校と地域。保護者の連携をより深めるために、一人ひとりができること。とします。」

熟議のマナーを説明する

例

「熟議とは、『熟考して議論する』ことを言います。議論というと堅苦しいですが、楽しみながら語り合うことを大切にしましょう。そのために大事なポイントをいくつかお示しますので、意識しながら話しましょう。」

【ポイント】

- ▶ それぞれの意見をうなずきながら笑顔で聞きます。
- ▶ 人の意見を否定せず、自分はこう思うというスタンスで参加します。
- ▶ みんなが話すため、一人が長く話を独占することのないよう配慮します。

アイスブレイク

熟議をスタートする前に、**まず話しやすい雰囲気づくり**をします。自己紹介したり、簡単なテーマ決めて話をしたりします。あまり長くなると、せっかくの熟議の時間が短くなるので、**時間を区切るなどして回せるよう**に示すと良いでしょう。

例

「ではまず、グループメンバーの自己紹介をしてください。おひとり20秒以内でお立場とお名前をお話ください。」

「グループメンバーで話しやすくするために、自己紹介及びあなたが今一番気にしていること、気に入っているものなどを紹介してください。一人1分以内で回してください。」

- ▶ あなたが今、ハマっているものは？
- ▶ あなたにとって癒して？
- ▶ あなたが最近嬉しかったことは？

熟議の進め方を説明

- ▼ まず初めに自分ひとりで考え、考えたことを付箋に書き入れます。
- ▼ 付箋には、一枚ひと項目を分かりやすく大きく書きます。
- ▼ 一人何枚書いてもいいです。
- ▼ 司会者の合図があったら、グループで共有します。メンバーが一人ずつ順番に自分の思いを話しながら、付箋を模造紙に貼っていきます。
- ▼ 次の人、そして次の人と話していきます。その時に近い内容があったら付箋をその近くに貼っていきましょう。
- ▼ メンバー全員が思いを提示し付箋を貼ったら、さらに話を深めていきます。
- ▼ 人の話を聞いて思いついたことがあれば、随時付箋に書いて加えましょう。
- ▼ 互いに質問し合ったり、共感し合ったりしましょう。

熟議開始

司会・ファシリテーターは時間配分を考え、会場の様子を見ながら声かけをします。

一人で考える時間 → グループでの共有という順番を守りましょう。

例

テーマにもよりますが、一人で考える時間は3分程度。グループでの話し合いは15分程度という例がよく見られます。会場全体の時間を考えて調整してください。

発表 (シェアリング)

グループ内で発表者を決めてもらい、どのような話しをしたのか発表します。

ねぎらい 感謝

一緒に話したメンバーに感謝の気持ちを示し、この熟議を終了します。

【参考資料】

豊島区コミュニティ・スクール推進 PT 設置要綱

令和7年9月1日
教育部長決定

(設置目的)

第1条 豊島区ではコミュニティ・スクールをより一層充実した取り組みとし、子どもたちの健やかな成長を支えていくため、コミュニティ・スクールの充実に向けた方針などを検討する豊島区コミュニティ・スクール推進 PT(以下「推進 PT」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進 PT は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)コミュニティ・スクールを推進するためのガイドラインの改定に関すること
- (2)その他目的達成のため、必要と認めたこと

(構成)

第3条 推進 PT は、別表1に掲げる者をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は令和7年9月1日から令和8年3月31日とする。

(運営)

第5条 推進 PT に委員長を設置する。

2 委員長は、検討対象の案件に係る部課長など、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 推進 PT の庶務は、教育委員会事務局学校支援担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進 PT の運営等に関し必要な事項は、別に委員長が定める。

附則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

豊島区コミュニティ・スクール推進 PT 委員名簿

役職	氏名	備考
委員長	清野 正	教育長
委員	岡田 英男	教育部長
委員	鈴木 恭子	指導課長
委員	關田 恭平	学校支援担当課長
委員	石川 悦子	朋有小学校校長
委員	茨 裕美	池袋中学校校長
委員	柘野 光路	学校運営協議会委員(仰高小学校)
委員	大津 裕二	地域コーディネーター(富士見台小学校)
委員	磯 浩史	小学校 PTA 連合会会長(池袋小学校)

豊島区コミュニティ・スクール推進 PT 開催実績

時期・回	開催場所	議事
第1回 令和7年10月2日	教育委員会室	①豊島区コミュニティ・スクール推進 PT 設置について ②コミュニティ・スクールの概要と豊島区における導入状況について ③豊島区コミュニティ・スクール推進ガイドラインの改定について ④今後のスケジュールについて
第2回 令和7年11月20日	教育委員会室	①豊島区コミュニティ・スクール推進ガイドライン改定の素案について
第3回 令和8年2月4日	教育委員会室	①豊島区コミュニティ・スクール推進ガイドラインの改定について